

一般廃棄物処理施設候補地評価基準 (案)

令和 3 年 10 月

鳥取県西部広域行政管理組合

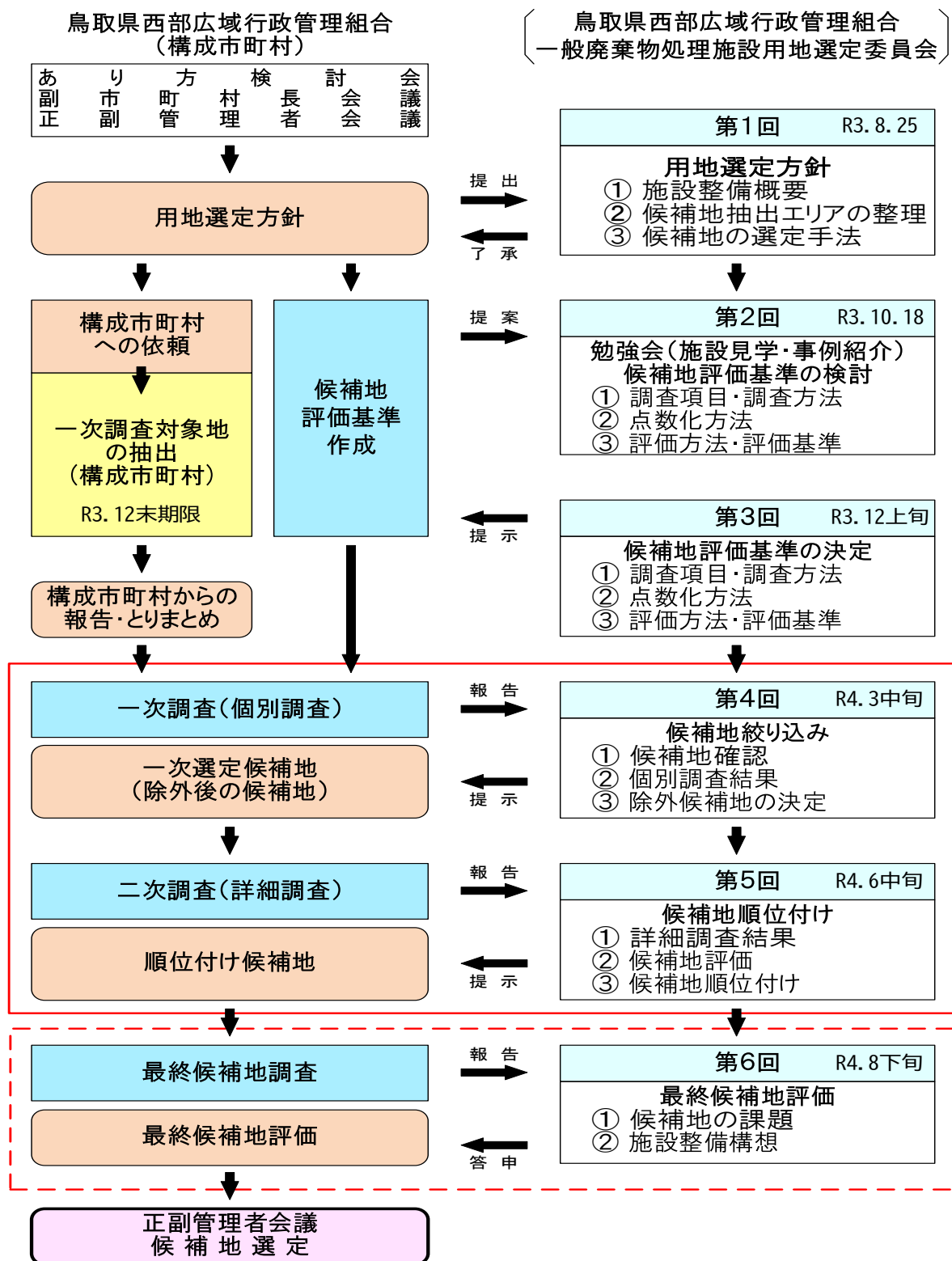
目 次

1	評価基準の適用範囲	1
2	評価の進め方	2
(1)	一次評価	2
(2)	二次評価	2
2-1	候補地の評価区分	2
2-2	一次評価の進め方	2
(1)	評価項目	3
(2)	点数化方法	4
(3)	一次選定候補地	4
2-3	二次評価の進め方	5
(1)	評価項目	5
(2)	点数化方法	6
(3)	総合評価点と順位付け	6
3	最終候補地評価	7
(1)	対象候補地	7
(2)	調査項目	7
(3)	最終候補地の評価	7
別表 1	一次評価・二次評価配点表	8
別表 2 (1)	一次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準①（点数化方法）	9
別表 2 (2)	一次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準②（点数化方法）	10
別表 3	二次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準（点数化方法）	11

1 評価基準の適用範囲

本評価基準は、「一般廃棄物処理施設用地選定方針」に示される次の用地選定フローのうち、一次調査（個別調査）、二次調査（詳細調査）及び最終候補地調査の結果に基づく評価基準について適用するものとします。

◆用地選定フロー



※ 正副管理者会議へ中間報告を行いながら進めるものとする。

2 評価の進め方

候補地の評価は、①候補地概要、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性、⑤事業実効性及び⑥経済性の各項目を「基本評価項目」として設定し、市町村から報告のあった「一次調査対象地」に対し、次に掲げる一次評価、二次評価により行うものとします。

(1) 一次評価

一次調査結果（個別調査結果）に基づき、一次評価点を算定し評価します。この結果、適性の低い一次調査対象地を除外し、残った候補地を一次選定候補地とします。

(2) 二次評価

二次調査結果（詳細調査結果）に基づき、二次評価点を算定し評価します。この結果、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点により、候補地の順位付けを行います。

2-1 候補地の評価区分

一次調査対象地は、次の2つの区分に分類し、評価を行うものとします。なお、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の一体的整備が可能な一次調査対象地についても、次の区分に基づき評価を行うものとします。

◆候補地の評価区分

候補地の評価区分		内容
1	中間処理施設の候補地	可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

2-2 一次評価の進め方

一次評価は、次表に示すように、①候補地概要、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性の基本評価項目について、65点満点で評価するものとします。

評価の結果、一次評価点が32.5点（満点の50%）未満の候補地は除外するものとし、残った一次調査対象地を一次選定候補地とします。

(1) 評価項目

一次評価項目は、基本評価項目①から④に掲げる 12 区分、32 の評価項目とします。

◆一次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点	基本評価 項目配点
一 次 評 価	① 候補地概要	㉑ 土地条件	㉑ 土地の高低差(m)	5	16
			㉑ 敷地の形状	5	
			㉑ 支障物の有無	5	
		㉒ 地質条件	㉑ 地盤	5	
			㉑ 気象条件	㉑ 積雪寒冷特別地域	
		㉓ 土地利用規制	㉑ 都市地域	5	
			㉑ 農業地域	5	
			㉑ 森林地域	5	
		4区分		評価項目数 8	
	② 生活環境・周辺条件	㉑ 幹線道路	㉑ 系統数	5	18
			㉑ 車線数	5	
			㉑ 歩道有無	5	
			㉑ 通学有無	5	
			㉑ 混雑度	5	
		㉒ 周辺土地利用	㉑ 住宅群(集落)までの距離(m)	5	
			㉑ 病院までの距離(m)	5	
			㉑ 学校までの距離(m)	5	
		㉓ 放流先の条件	㉑ 漁業権の有無	5	
			㉑ 利水の有無	5	
		3区分		評価項目数 10	
	③ 自然環境・文化財	㉑ 貴重種の生息環境	㉑ 鳥獣保護区(指定状況)	5	15
		㉒ 自然環境規制	㉑ 自然保全地域	5	
			㉓ 史跡・文化財	㉑ 史跡・名勝・天然記念物の有無	
		㉑ 埋蔵文化財の有無		5	
		3区分		評価項目数 4	
	④ 防災性	㉑ 法規制等	㉑ 土砂災害防止法の区域	5	16
			㉑ 地すべり防止区域	5	
			㉑ 砂防指定地	5	
			㉑ 急傾斜地崩壊危険区域	5	
			㉑ 山地災害危険地区	5	
			㉑ 洪水浸水想定区域	5	
			㉑ 津波災害警戒区域	5	
			㉑ 既知断層からの距離(m)	5	
		㉒ 地盤状況	㉑ 地すべり地形	5	
			㉑ 地盤係数	5	
			㉑ 既知断層からの距離(m)	5	
2区分		評価項目数 10	50		
一次評価点		12区分	合計評価項目数 32	160	65

(2) 点数化方法

① 評価項目

一次調査結果に基づき、次に示す方法で算出するものとします。

◆評価項目の点数化方法

3段階で評価	優（5点） 、 良（3点） 、 可（1点）
2段階で評価	優（5点） 、 可（1点）

② 基本評価項目

①で算出した評価項目の得点を基本評価項目別に集計し、次式により、基本評価項目別の得点に換算するものとします。

◆算定式

$$\text{基本評価項目の得点} = \text{基本評価項目の配点} \times \frac{\text{評価項目の合計得点}}{\text{評価項目数} \times 5}$$

※ 小数点が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを得点とする。

③ 一次評価点

②で算出した基本評価項目別の得点の合計を一次評価点とします。

(3) 一次選定候補地

一次評価の結果、一次評価点が32.5点（満点の50%）以上の候補地を一次選定候補地とします。

2-3 二次評価の進め方

二次評価は、基本評価項目の⑤事業実効性 及び ⑥経済性の項目について、35 点満点で評価するものとします。

評価の結果、二次評価点に一次評価点（65 点満点）を加えた総合評価点（100 点満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す「中間処理施設の候補地」及び「最終処分場の候補地」ごとに順位付けを行います。

(1) 評価項目

二次評価項目は、基本評価項目⑤及び⑥に掲げる 5 区分、10 の評価項目とします。

◆二次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点	基本評価 項目配点
二次評価	⑤ 事業実効性	a 用地取得	㊦ 土地の取得性	5	15
			㊧ 地権者数	5	
			㊨ 抵当権等の設定状況	5	
		b 建設期間	㊩ 施設整備スケジュール	5	
		2区分	評価項目数 4	20	
	⑥ 経済性	a 運搬費	㊦ 【中間処理施設】 収集運搬費(億円/年)	5	20
			㊧ 【最終処分場】 埋立物運搬費(億円/年)		
		b インフラ整備費	㊦ 搬入道路(新設・改良費)(億円)	5	
			㊧ 水道(敷設費)(億円)	5	
			㊨ 電気(敷設費)(億円)	5	
			㊩ 公共下水道(敷設費)(億円)	5	
		c 施設整備費	㊦ 【中間処理施設】 敷地造成費(億円)	5	
			㊧ 【最終処分場】 処分場・浸出水処理施設整備費(億円)		
	3区分	評価項目数 6	30		
二次評価点		5区分	合計評価項目数 10	50	35

(2) 点数化方法

① 評価項目

二次調査結果に基づき、次に示す方法で算出します。

◆評価項目の点数化方法

3段階で評価	優（5点） 、 良（3点） 、 可（1点）
2段階で評価	優（5点） 、 可（1点）

② 基本評価項目

①で算出した評価項目の得点を基本評価項目別に集計し、次式により、基本評価項目別の得点に換算するものとします。

◆算定式

$$\text{基本評価項目の得点} = \text{基本評価項目の配点} \times \frac{\text{評価項目の合計得点}}{\text{評価項目数} \times 5}$$

※ 小数点が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを得点とする。

③ 二次評価点

②で算出した基本評価項目別の得点の合計を二次評価点とします。

(3) 総合評価点と順位付け

一次評価点（65点満点）と二次評価点（35点満点）を合計した総合評価点（100点満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す区分（中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地）ごとに順位付けを行います。

なお、中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地が複数ある場合は、中間処理施設の候補地ごとに、最終処分場の順位付けを行います。

3 最終候補地評価

施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため、最終候補地調査を行います。

最終候補地評価は、当該最終候補地調査の結果を踏まえ、当該候補地の有効性を評価するものとします。

(1) 対象候補地

最終候補地調査は、次の候補地を対象とします。

◆最終候補地調査の対象候補地

対象候補地	対象候補地の基準
中間処理施設の候補地	一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が1位となった候補地
最終処分場の候補地	上記の中間処理施設の候補地において、1位の順位となった最終処分場の候補地

(2) 調査項目

最終候補地調査は、次の調査項目とします。

◆最終候補地調査の調査項目

調査項目		調査内容
1	候補地確認調査	候補地内における貴重種の生息や文化財等について、机上調査を基本とする調査を行う。 この調査結果を踏まえ、当該候補地の課題の抽出を行うと共に、対処方針を作成する。
2	環境影響予測等予備調査	施設を整備した場合の周辺への影響について、既往データ等を用いた環境影響予測等予備調査を行う。 調査項目は、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、景観の6項目とし、予測結果による周辺への影響について、国が示す環境基準値との比較を行い、必要な保全対策方針を作成する。

(3) 最終候補地の評価

候補地確認調査及び環境影響予測等予備調査に基づく課題、対策方針等を踏まえ、当該候補地の有効性（施設整備の妥当性や実現性等）について、評価するものとします。

当該評価において、有効性が認められないと判断される場合は、次点の候補地を最終候補地とするものとし、その候補地に対し、改めて同様の調査を行い、評価を行うものとします。

別表1 一次評価・二次評価配点表

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点	基本評価 項目配点
一次評価	① 候補地概要	a 土地条件	㊦ 土地の高低差(m)	5	16
			㊦ 敷地の形状	5	
			㊦ 支障物の有無	5	
		㊦ 地質条件	㊦ 地盤	5	
		c 気象条件	㊦ 積雪寒冷特別地域	5	
		d 土地利用規制	㊦ 都市地域	5	
			㊦ 農業地域	5	
			㊦ 森林地域	5	
		4区分		評価項目数 8	
	② 生活環境・周辺条件	a 幹線道路	㊦ 系統数	5	18
			㊦ 車線数	5	
			㊦ 歩道有無	5	
			㊦ 通学有無	5	
			㊦ 混雑度	5	
		b 周辺土地利用	㊦ 住宅群(集落)までの距離(m)	5	
			㊦ 病院までの距離(m)	5	
			㊦ 学校までの距離(m)	5	
		c 放流先の条件	㊦ 漁業権の有無	5	
			㊦ 利水の有無	5	
		3区分		評価項目数 10	
	③ 自然環境・文化財	a 貴重種の生息環境	㊦ 鳥獣保護区(指定状況)	5	15
		b 自然環境規制	㊦ 自然保全地域	5	
		c 史跡・文化財	㊦ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5	
			㊦ 埋蔵文化財の有無	5	
		3区分		評価項目数 4	
	④ 防災性	a 法規制等	㊦ 土砂災害防止法の区域	5	16
			㊦ 地すべり防止区域	5	
㊦ 砂防指定地			5		
㊦ 急傾斜地崩壊危険区域			5		
㊦ 山地災害危険地区			5		
㊦ 洪水浸水想定区域			5		
㊦ 津波災害警戒区域			5		
b 地盤状況		㊦ 地すべり地形	5		
		㊦ 地盤係数	5		
		㊦ 既知断層からの距離(m)	5		
2区分		評価項目数 10	50		
一次評価点		12区分	合計評価項目数 32	160	65
二次評価	⑤ 事業実効性	a 用地取得	㊦ 土地の取得性	5	15
			㊦ 地権者数	5	
			㊦ 抵当権等の設定状況	5	
		b 建設期間	㊦ 施設整備スケジュール	5	
		2区分		評価項目数 4	
	⑥ 経済性	a 運搬費	㊦ 【中間処理施設】 収集運搬費(億円/年)	5	20
			㊦ 【最終処分場】 埋立物運搬費(億円/年)		
		b インフラ整備費	㊦ 搬入道路(新設・改良費)(億円)	5	
			㊦ 水道(敷設費)(億円)	5	
			㊦ 電気(敷設費)(億円)	5	
			㊦ 公共下水道(敷設費)(億円)	5	
		c 施設整備費	㊦ 【中間処理施設】 敷地造成費(億円)	5	
			㊦ 【最終処分場】 処分場・浸出水処理施設整備費(億円)		
3区分		評価項目数 6	30		
二次評価点		5区分	合計評価項目数 10	50	35
総合評価点		17区分	総合計評価項目数 42	210	100

※ 【 】の評価項目は、中間処理施設と最終処分場においてそれぞれの内容とする。

◆別表 2 (1) 一次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準①（点数化方法）

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙 説明	調査方法
① 候補地概要	㉔ 土地条件	㉔ 土地の高低差(m)	1 候補地内の高低差を考慮し、土地の造成、活用のしやすさを図るため設定。	5点	優：ほぼ平坦(高低差10m未満) 良：緩やかな傾斜地(高低差10m以上20m未満) 可：急峻な傾斜地(高低差20m以上)	・起伏が激しい土地は、土地造成、残土処分等にコスト、期間を要する。		1 とっとりWebマップの地形データ等を活用し、高低差、形状の確認、勾配を計測 2 Google Earthの航空写真を活用して計数、計測
		㉔ 敷地の形状	1 敷地形状により、施設、導線等、効果的な配置が左右されるため設定。	5点	優：整形地であり、有効面積が確保できる。 良：不整形地であるが、有効面積の確保は可能 可：不整形地であり、有効面積の確保は困難	・整形地、不整形地の違いによって、敷地面積の大小やコスト面、処理効率などに影響が生じる。		
		㉔ 支障物の有無	1 移設、付け替えをせざるを得ない送電鉄塔や水路等の支障物が存在する土地は、避けることが適当なため設定。	5点	優：支障物は存在しない。 良：支障物が存在するが回避・撤去は可能 可：支障物が存在し回避・撤去は困難	・支障物が存在する場合、回避・撤去ができることが重要である。		
	㉔ 地質条件	㉔ 地盤	1 地盤が堅牢で液状化の危険性が小さい場所は、施設の安全性確保において有効であるため設定。	5点	優：基礎地盤(地盤支持力の確保が可能) 良：軟弱地盤 可：軟弱地盤(液状化懸念大)	・堅牢な地盤(基礎地盤)が有効である。 ・軟弱地盤は、改良あるいは杭施工が必要		1 土地分類基本調査表層地質図等を活用し、地盤状況を 確認 2 液状化に関しては、過去の震災履歴により判断
	㉔ 気象条件	㉔ 積雪寒冷特別地域	1 ごみの搬入等において、道路状況(積雪の大小等)は影響するため設定。	5点	優：積雪寒冷特別地域の指定なし 可：積雪寒冷特別地域の指定地	・米子市・境港市・日吉津村が該当		1 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく指定の確認
	㉔ 土地利用 規制	㉔ 都市地域	1 廃棄物処理施設は、工業系の用途への配置が有効であることから設定。	5点	優：工業系用途 可：市街化調整区域、あるいは都市計画区域外	・工業系以外の区域で、住宅等が位置している場合、騒音や悪臭対策を充実化することが必要		1 都市計画法 都市計画図により確認
		㉔ 農業地域	1 農地の保全、農業者への配慮が必要であることから設定。	5点	優：指定されていない。 良：農業振興地域(農用地外)に該当している。 可：農業振興地域(農用地)に該当している。	・農地を開発する場合は、農業振興地域除外申請、農地転用の手続きが必要 ・耕作地の場合、代替地を求められることも想定		1 農業振興地域の整備に関する法律 関係図書・図面等により確認
		㉔ 森林地域	1 森林保全、災害防止への配慮が必要であることから設定。	5点	優：指定されていない。 可：地域森林計画対象民有林に該当している。	・開発行為において許認可(届出)が必要 残置森林や造成森林の確保など、森林保全が必要		1 森林法 関係図書、図面等により確認
	配点16点	4区分	評価項目数 8	計40点				
② 生活環境 ・周辺条件	㉔ 幹線道路	㉔ 系統数	1 ごみの搬入・搬出において、交通安全等への配慮は不可欠であるため設定。	5点	優：3系統以上 良：2系統 可：1系統	・2系統以上の場合、車両分散が図れる。		1 とっとりWebマップ、Google Earthを活用して道路状況を 確認(必要により現地確認) 2 通学有無については、行政担当者に聞き取りして確認。 3 交通量は道路交通センサデータを活用。(必要により 現地簡易計測)
		㉔ 車線数	系統数多⇒搬入の分散化が可能 車線数多⇒既往交通への影響が小 歩道有⇒歩行者への影響が小 通学有⇒搬入時間等に配慮が必要 混雑度⇒1を超えると配慮が必要	5点	優：4車線以上 良：2車線 可：1車線	・車線数が多い方が交通安全が図りやすい。 ・1車線の場合、離合が必要となる。		
		㉔ 歩道有無		5点	優：両側に歩道がある。 良：片側に歩道がある。 可：歩道がない。	・歩道なしの場合、歩行者の安全性確保が課題		
		㉔ 通学有無		5点	優：通学路となっていない。 可：通学路となっている。	・通学有の場合、搬入時間の調整が必要		
		㉔ 混雑度		5点	優：1未満 良：1以上～1.5未満 可：1.5以上	・1を超えると渋滞が起こるため、配慮が必要 ・候補地付近の幹線道路における混雑度を平均化する。 ㉔-㉔-㉔		
	㉔ 周辺土地 利用	㉔ 住宅群(集落)までの距離(m)	1 住宅群(集落)、病院、学校に対し、一定程度の距離があることが、住民への配慮として適切であるため設定。	5点	優：500m以上 良：300m以上～500m未満 可：300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考) ㉔-㉔-㉔		1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真を活用して 計数、計測 ※ 住宅群とは、「住居等がおおむね15戸以上連たんしている」集落とする。(参考:米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例第2条の「小規模集落の区域」の定義による。)
		㉔ 病院までの距離(m)		5点	優：500m以上 良：300m以上～500m未満 可：300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考) ㉔-㉔-㉔		
		㉔ 学校までの距離(m)		5点	優：500m以上 良：300m以上～500m未満 可：300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考) ㉔-㉔-㉔		
	㉔ 放流先の 条件	㉔ 漁業権の有無	1 河川等への雨水、廃水等の放流において、利水、水域利用に配慮することが必要であることから設定。	5点	優：設定されていない。 可：設定されている。	・漁業権を調査漁業権がある場合は、配慮が必要		1 許可権者(鳥取県)に指定状況を確認 (日野川水系に指定あり)
		㉔ 利水の有無		5点	優：利水はない。 可：利水がある。	・利水があり、影響大の場合は迂回用の専用排水管が必要		1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真、地形図 を活用して確認(必要により現地確認)
	配点18点	3区分	評価項目数 10	計50点				

◆別表 2 (2) 一次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準②（点数化方法）

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙 説明	調査方法
③ 自然環境 ・文化財	㉔ 貴重種の 生息環境	㉔ 鳥獣保護区(指定状況)	1 貴重種等の生息・生育地は保護することが 求められることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・指定されている場合、許認可が必要		1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律。関係図書・図面等により確認
	㉕ 自然環境 規制	㉔ 自然保全地域	1 自然環境の保全への配慮が必要であること から設定。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定さ れた地域で開発行為は許可、届出が必要		1 自然公園法に基づく国立公園(大山隠岐国立公園)、国 定公園(比婆道後帝釈国定公園)、県立自然公園(奥日 野県立自然公園)や鳥取県条例に基づく自然環境保全 地域(馬場、金華山、神戸上県立自然環境保全地域) の確認 関係図書・図面等により確認
	㉖ 史跡・ 文化財	㉔ 史跡・名勝・天然記念物の有無	1 史跡・名勝・天然記念物の移設は困難であ るため設定	5点	優 : 存在しない。 可 : 存在する。	・史跡、名勝、天然記念物や埋蔵文化財が存在する場 合、存在する可能性がある場合は、教育委員会等との協 議を行い、調査することが必要		1 関係図書・図面等を確認、教育委員会等聞き取り。 文化財保護法、鳥取県文化財保護条例、各市町村文 化財保護条例等に基づく。
		㉔ 埋蔵文化財の有無	1 埋蔵文化財包蔵地内での開発行為は、保 全等の対応が求められるため設定	5点	優 : 埋蔵文化財包蔵地ではない。 良 : 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地である。 可 : 敷地の大部分が埋蔵文化財包蔵地である。			
配点15点	3区分	評価項目数 4		計20点				
④ 防災性	㉔ 法規制等	㉔ 土砂災害防止法の区域	1 災害に関連する指定地域は、防災対策の 充実が求められることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 良 : 土砂災害警戒区域に該当している。 可 : 土砂災害特別警戒区域に該当している。	・特別警戒区域では建築制限によりコスト増 ・警戒区域においても造成(切土等)による新たな指定地 が出現することが懸念される。		1 土砂災害防止法 関係図書・図面等により確認
		㉔ 地すべり防止区域	2 法律による指定地内での開発については、 許認可手続きが必要である。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・指定地内での制限行為(一定の規模の切土、盛土など) を行う場合は許可が必要		1 地すべり等防止法 関係図書・図面等により確認
		㉔ 砂防指定地	3 山地災害危険地区については、法律による 指定ではないが、防災上配慮が必要であ る。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・指定地内での行為を行う場合は許可が必要 ・指定地は河川等の浸食、土砂の流出または堆積が顕著 な場所であり、防災への配慮が必要		1 砂防法 関係図書・図面等により確認
		㉔ 急傾斜地崩壊危険区域	4 洪水や津波については、施設での浸水対応 が不可欠となる。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・傾斜度が30度以上の土地において行為が制限される区 域であり、許可が必要		1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 関係図書・図面等により確認
		㉔ 山地災害危険地区	5 指定地の場合、災害時において住民の避 難場所としての適性に劣る。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・崩壊土砂流出による災害発生が懸念される地区で、警 戒避難等により災害発生を未然に防止するために設定、 防災への配慮が必要		1 とっとりWebマップにより 関係図書・図面等により確認
		㉔ 洪水浸水想定区域		5点	優 : 想定区域外 良 : 浸水深0.5m未満 可 : 浸水深0.5m以上	・洪水時の迅速な避難を確保するなどにより被害の軽減 を図るため、浸水等が想定される区域と水深を明らかにし ている。 ・浸水区域では電源室への配慮等が必要		1 水防法 関係図書・図面等により確認
		㉔ 津波災害警戒区域		5点	優 : 想定区域外 良 : 浸水深0.5m未満 可 : 浸水深0.5m以上	・施設は、防災拠点の機能を有し、また、社会インフラであ ることを踏まえ、浸水深は敷地のかさ上げが可能な高さを 想定し設定した。		
	㉕ 地盤状況	㉔ 地すべり地形	1 地震発生時の影響の大小に関係するもので あることから設定。	5点	優 : 地すべり地形ではない。 良 : 隣接地に地すべり地形がある。 可 : 地すべり地形に該当している。	・過去の地すべりの地形的痕跡であり、施設配置等に配 慮が必要		1 地震ハザードステーション(国立研究開発法人 防災科学 技術研究所)により確認
		㉔ 地盤係数	2 地盤が緩いと震源から離れた場所において も大きな揺れなる。 3 断層のずれによる施設への直接の影響を考 慮する。	5点	優 : 1未満 良 : 1以上～2未満 可 : 2以上	・1を超えると地震波が増幅される。 ㉔-㉕-㉔ ・当該圏域の数値は0.57～2.21		
		㉔ 既知断層からの距離(m)		5点	優 : 断層は付近(200m以内)に存在しない。 可 : 断層が付近(200m以内)に存在する。	・断層の破碎帯幅は120mと想定。安全側を考慮し設定 ㉔-㉕-㉔		
配点16点	2区分	評価項目数 10		計50点				
配点小計65点	12区分	評価項目数計 32		計160点				

◆別表 3 二次評価における評価項目・評価方法・評価項目別評価基準（点数化方法）

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙 説明	調査方法
⑤ 事業実効性	㊸ 用地取得	㊹ 土地の取得性	1 用地取得を効率的に行うことが、事業の円滑な推進に欠かせないことから設定	5点	優：全て構成市町村の公有地である。 良：全てが公有地（市町村・国・県所有）である。 可：全部又は一部が民有地である。	・公有地の割合が大きいほど、用地取得は容易となる。		1 土地登記簿により確認
		㊺ 地権者数	1 地権者が多く、抵当権設定により買収自体の困難性も高くなることから設定。	5点	優：10人未満 良：10～50人 可：50人以上	・地権者が多い場合、用地交渉に時間を要する ㊵-㊸-㊺		
		㊻ 抵当権等の設定状況		5点	優：抵当権、地上権の設定はない。 可：抵当権、地上権の設定がある。	・解除できない抵当権等の設定がある場合、用地買収を困難とする		
	㊼ 建設期間	㊹ 施設整備スケジュール	1 敷地造成等の土工数量が多いと工期が長くなることから設定。	5点	優：想定工期は計画期間内に収まる。 可：想定工期は計画期間内に収まらない。	・工事期間が長く供用開始が遅れると、圏域全体でのごみ処理計画の変更が必要		1 造成土量等より検討
配点15点	2区分	評価項目数 4		計20点				
⑥ 経済性	㊸ 運搬費	㊹ 【中間処理施設】 収集運搬費(億円/年)	1 【中間処理施設】収集運搬費は、広域処理における課題であり、処理コストの影響が大きいため設定。	5点	優：4億円未満 良：4億円以上～5億円未満 可：5億円以上	・市役所等を想定した収集運搬費は、3.7億円～6億円程度 ㊵-㊸-㊹		1 計算モデルを活用して収集運搬費を算定 2 運搬距離により費用を算定
		㊺ 【最終処分場】 埋立物運搬費(億円/年)	2 【最終処分場】影響は小さいが、距離に応じて差が出るため設定。なお、中間処理施設の第1順位の候補地からの費用とする。		優：0.1億円未満 良：0.1億円以上～0.2億円未満 可：0.2億円以上	・運搬費は10,000～30,000千円程度 ㊵-㊸-㊺		
	㊼ インフラ 整備費	㊹ 搬入道路(新設・改良費) (億円)	3 インフラは施設の稼働に不可欠で、条件によりコスト増となるため設定。	5点	優：1.5億円未満 良：1.5億円以上～3億円未満 可：3億円以上	・最大敷設距離を3kmとした場合の費用は4.5億円 ㊵-㊼-㊹		1 地形図より計測、現地確認、行政担当者への聞き取りにより敷設費等を算定
		㊺ 水道(敷設費)(億円)		5点	優：1億円未満 良：1億円以上～2億円未満 可：2億円以上	・最大敷設距離を3kmとした場合の費用は3.0億円 ㊵-㊼-㊺		
		㊻ 電気(敷設費)(億円)		5点	優：1.5億円未満 良：1.5億円以上～3億円未満 可：3億円以上	・最大敷設距離を7kmとした場合の費用は3.5億円 ・電力会社負担有の場合(事例による)		
		㊼ 公共下水道(敷設費)(億円)		5点	優：1.5億円未満 良：1.5億円以上～3億円未満 可：3億円以上	・最大敷設距離を3kmとした場合の費用は4.5億円 ㊵-㊼-㊼		
	㊽ 施設 整備費	㊹ 【中間処理施設】 敷地造成費(億円)	1 地形条件により整備費が大きく変動することから設定。	5点	優：5億円未満 良：5億円以上～7億円未満 可：7億円以上	・他事例から推定 山間:用地費0.9億円+造成費3.5億円=4.4億円 市街地:用地費5.8億円+造成費1.9億円=7.7億円 ㊵-㊽-㊹		1 地形図を基に造成図等を作成し、概算工事数量を計数、工事費を算定し、財源を検討 2 軟弱地盤の場合は地盤改良等も含める。 3 用地費等についても面積の求積により算定
		㊺ 【最終処分場】 処分場・浸出水処理施設 整備費(億円)			優：50億円未満 良：50億円以上～70億円未満 可：70億円以上	・基本構想、他事例から推定 基本構想最大45億円、他事例最大約90億円と仮定 ㊵-㊽-㊺		
配点20点	3区分	評価項目数 6		計30点				
配点小計35点	5区分	評価項目数計 10		計50点				

※ 【 】の評価項目は、中間処理施設と最終処分場においてそれぞれの内容とする。